

社援保発 0331 第 7 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

○「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知)

改正後	現行
社 保 第 3 4 号 昭和38年4月1日 各 都道府県知事 殿 指定都市長 厚生省社会局保護課長 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて 第1 (略) 第2 最低生活費の認定 問1～問5 (略) 問7 軽費老人ホーム又は有料老人ホームの<u>入居者</u>に対する保護の実施責任は、<u>入居前の居住地又は現在地</u>を所管する保護の実施機関が負うことになるのか。 答 (1) <u>特定施設（介護保険法第8条第11項に規定する「特定施設」をいう。以下同じ。）に該当する場合には、入居前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこと。</u> <u>ただし、令和7年3月31日以前に特定施設に入居していた者が令和7年4月1日以後に保護の申請をした場合は、施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこと。また、令和7年3月31日以前に特定施設に入居していた被保護者の実施責任は、引き続き従前の保護の実施機関が保護の実施責任を負うこと。</u> <u>特定施設に該当しない場合には、施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこと。</u> (2) <u>福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u>	社 保 第 3 4 号 昭和38年4月1日 各 都道府県知事 殿 指定都市長 厚生省社会局保護課長 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて 第1 (略) 第2 実施責任 問1～問5 (略) 問7 <u>被保護者が軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入所した場合、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。</u> 答 (1) <u>軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する被保護者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。</u> (2) <u>軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者については、居住地特例の適用はなく、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u> (3) <u>軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居している者から保護の申請があった場合は、その者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けるか否かにかかわらず、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。</u> (4) <u>(2)と同様に、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負う</u>

一方で、平成 18 年 4 月 1 日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被保護者の保護の実施責任は、入居前に保護を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うものであることに留意されたい。 第 3～第 6 （略） 第 7 最低生活費の認定 問 1～問 103 （略） <u>問 104 児童が児童福祉法に基づく一時保護となった場合、最低生活費をどのように算定するのか。</u> <u>答 一時保護の期間が現に 1 カ月以上となった場合には、一時保護を開始した月の翌月（一時保護開始日が月の初日であるときは当該月）の初日から、児童の基準生活費及び各種加算（児童養育加算及び母子加算を含む）を計上しないこと。</u> <u>教育扶助基準額及び高等学校等就学費基本額については、原則として、引き続き計上することとし、当該基準額及び基本額以外の教育費及び高等学校等就学費については、保護者が現に負担している実態がある場合には、計上して差し支えない。</u> <u>なお、一時保護が解除となり児童が出身世帯に戻った場合には、世帯に帰属した当日から基準生活費を計上すること。また、児童養育加算及び母子加算については、児童が出身世帯に戻った月の翌月（出身世帯に戻った日が月の初日であるときは当該月）の初日から認定変更すること。</u> 第 8 収入の認定 問 1～問 39 （略） 問 40 局長通知第 8 の 2 の (3) 及び (4) にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。 答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。 なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。 (1) （略） (2) (1) に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能	こととなる。 一方で、平成 18 年 4 月 1 日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被保護者の保護の実施責任は、入居前に保護を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うものであることに留意されたい。 第 3～第 6 （略） 第 7 最低生活費の認定 問 1～問 103 （略） <u>（新設）</u> 第 8 収入の認定 問 1～問 39 （略） 問 40 局長通知第 8 の 2 の (3) 及び (4) にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。 答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。 なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。 (1) （略） (2) (1) に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能
--	--

力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費 ア～ス （略） <u>セ 当該経費が、当該世帯員の死後事務を委任する経費にあてられる場合は、必要と認められる最小限度の額（葬祭の委任にあてられる場合は葬祭扶助基準額）</u> (3) （略） 問 41～問 47 問 48 次官通知第 8 の 3 の（５）のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する放課後児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。 また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。 答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。 なお、放課後児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業」の実施について」（<u>令和 5 年 4 月 12 日こ成環第 5 号こども家庭庁成育局長通知</u>）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。 問 49～問 65 第 9～第 12 （略） 第 13 その他 問 1 施行規則第 22 条第 2 項の規定による<u>相続財産清算人</u>の選任の請求は、保護の実施機関が民法第 952 条第 1 項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。 答 お見込みのとおりである。 問 2～3 （略） 第 14 （略）	力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費 ア～ス （略） <u>（新設）</u> (3) （略） 問 41～問 47 問 48 次官通知第 8 の 3 の（５）のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する放課後児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。 また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。 答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。 なお、放課後児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業」の実施について」（<u>平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</u>）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。 問 49～問 65 第 9～第 12 （略） 第 13 その他 問 1 施行規則第 22 条第 2 項の規定による<u>相続財産管理人</u>の選任の請求は、保護の実施機関が民法第 952 条第 1 項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。 答 お見込みのとおりである。 問 2～3 （略） 第 14 （略）
---	---